

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

つくばみらい市

2 構造改革特別区域の名称

つくばみらい市福祉有償運送セダン型車両特区

3 構造改革特別区域の範囲

つくばみらい市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) つくばみらい市の状況

平成 18 年 3 月 27 日に旧伊奈町・旧谷和原村が合併して誕生したつくばみらい市は、茨城県の南部で都心から 40 km 圏に位置しており、首都圏近郊整備地帯に指定されている。面積は南北に約 12 km、東西に約 10 km の広がりを持ち、79.14 km²である。地勢は、標高 5～25m で鬼怒川、小貝川という 2 つの河川が流れており、小貝川沿いの低地部には広大な水田地帯が広がり、東部や西部は丘陵地となっており、集落や畑地、平地林が広がっている。気候は太平洋型気候で四季を通じて穏やかである。

平成 17 年 4 月 1 日現在における住民基本台帳の人口は 41,020 人、世帯数は 13,016 世帯、一世帯あたりの人員数は約 3.15 人である。人口の推移としては、昭和 40 年代後半から 50 年代前半かけて、高度成長期の首都圏への人口集中の影響から急激な人口の伸びを示し、その後は緩やかな増加傾向で推移したが、近年は低迷する社会経済情勢や少子化の影響等から伸び悩みの状態にある。今後は、平成 17 年 8 月 24 日に都市高速鉄道つくばエクスプレスが開通し、みらい平駅周辺開発地への人口定着が見込まれ、増加していくものと考えられる。つくばみらい市まちづくり計画（伊奈町・谷和原村新市建設計画）では、平成 27 年に人口 50,056 人、世帯数 16,593 世帯、一世帯あたりの人員数は約 3.02 と予測されている。

平成 17 年 4 月 1 日現在における 65 歳以上の人口は 7,672 人で高齢化率 18.7% となっており、過去 5 年間は年平均約 240 人のペースで増加しており、高齢化

率は茨城県の平均 18.9%とほぼ同じである。また、65 歳以上のうち前期高齢者（65～74 歳）と後期高齢者（75 歳以上）の割合は、前者が 55%、後者が 45%となっている。

身体障害者手帳所持者は 1,166 人、療育手帳所持者は 178 人、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 94 人(いずれも平成 17 年 4 月 1 日現在)となっている。

(2) 移動制約者の状況

介護保険の要支援・要介護認定者

平成 17 年 4 月 1 日現在、65 歳以上の高齢者人口 7,672 人に対して、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人数は 1,012 人で、認定率は 13.2%である。

要介護（要支援）認定者数

(単位：人)

区分	要支援	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
65 歳以上	136	264	149	153	115	138	955
40～64 歳	11	9	8	16	5	8	57
計	147	273	157	169	120	146	1,012

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

要支援・要介護認定者のうち、要介護 3～5 の重度の認定を受けている 435 人の大部分は、外出時に福祉車両による移送が必要な移動困難者であると推測される。

また、要支援、要介護 1 及び要介護 2 の軽度の認定を受けている 577 人の大部分については、福祉車両は必要ないものの、バスや電車などの公共交通機関を利用して外出することが難しい移動制約者であり、セダン型車両による移送の潜在的対象者と推定される。

ひとり暮らし高齢者

援護を必要とするひとり暮らし高齢者は平成 17 年 4 月 1 日現在 446 人で、同日現在 65 歳以上の高齢者人口 7,672 人に占める割合は 5.81%となっている。核家族化の進行や高齢者人口の増加に伴い今後も増え続けることが予想される。ひとり暮らし高齢者がただちに移動困難者になるわけではないが、家族による送迎が期待しにくいことから、地域における外出支援が必要となる可能性が高いと考えられる。

身体障害者

平成 17 年 4 月 1 日現在、身体障害者手帳の交付者数は、1,166 人で、うち視覚障害者 86 人、肢体不自由障害者 697 人の大部分が、バスや電車などの公共交通機関を利用して外出することが難しい移動制約者であると推定される。

なお、肢体不自由障害者の 1・2 級の者 375 人については、移動の際に福祉車両が必要であると思われるが、3 級以下の肢体不自由障害者及び視覚障害者については、障害が重複していない場合は、福祉車両を利用する必要はないと思われる、セダン型車両による移送の潜在的対象者と推定される。

身体障害者手帳所持者数

(単位：人)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
視覚障害	29	22	5	7	11	11	85
聴覚・平衡機能障害	1	21	8	20	0	36	86
音声・言語・そしゃく機能	0	2	8	3	0	0	13
肢体不自由	202	173	99	128	72	23	697
内部傷害	169	1	58	57	0	0	285
計	401	219	178	215	83	70	1,166

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

知的障害者・精神障害者

平成 17 年 4 月 1 日現在、療育手帳の交付者数は 178 人である。また、精神障害者保健福祉手帳交付者数は 129 人である。そのうち更生施設等に入所していない 41 人が在宅で生活している。肢体不自由との重複障害がない知的障害者・精神障害者については、福祉車両による移送は必要でないが、障害者の行動圏の拡大を図り社会参加を促進するため、セダン型等に利用拡大した福祉有償移送サービスによる外出支援を行う必要がある。

療育手帳所持者数

(単位：人)

	最重度	重度	中度	軽度	計
18 歳以上	22	51	44	17	134
18 歳未満	9	12	15	8	44
計	31	63	59	25	178

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

(3) 公共交通機関の状況

鉄道の状況

鉄道は、本区域の西部に関東鉄道常総線の小絹駅があり、取手方面と下妻・下館方面を結んでいる。また、平成 17 年 8 月 24 日に開通したつくばエクスプレスは、本区域のほぼ中央にみらい平駅があり、つくば方面と東京方面を結んでいる。

路線バスの状況

路線バスは、本区域に関東鉄道バスが 6 路線運行しており、一部の幹線道路を運行し、運行本数も少なく、市街地以外においてはバス停までの距離も遠く、また、ノンステップバスの普及率が低い等から、移動制約者にとっては利用が困難な状況となっている。

現在、旧伊奈町では総合福祉施設を起点として、町内各公共施設をコースに加えたきらくやま巡回バスを無料で運行している。全町民を対象に、町有バス 1 台で 2 コースに分けて運行している。旧谷和原村では、村内全域をほぼ網羅する循環バスを全村民対象に無料で運行している。村有バス 1 台で 4 コースを運行しているが、運行するコースを曜日によって分けている。

いずれもコースや時間、曜日が合わないと思うような時に利用出来ないなど、必ずしも移動制約者のニーズに十分対応している状況とはいえない。

タクシーの状況

タクシー会社は 3 社で、いずれも福祉車両を所有していない状況である。市で実施している福祉タクシー助成事業（身体障害者手帳を所持する 1 級及び 2 級の方、療育手帳 A 及び A の方で、自動車税の減免を受けていない方に、医療機関などへの往復に要するタクシー料金の一部を助成する。）は、近隣のタクシー事業者の協力を得て実施しているところであるが、事業の協力事業者は 15 社ある。

また、茨城県内におけるタクシー事業者は、県内を 5 ブロックに分け地域ごとに登録されており、市は県南ブロックに属しているが、県南ブロックにおける法人タクシーは 74 事業者あり計 1,080 両が登録されている。内 8 社が福祉車両を計 10 両所有している。又、患者輸送等福祉限定タクシーは 13 社あり、19 両が登録されている。（福祉限定タクシーはヘルパーが同乗する場合はセダンでも営業可能のため福祉車両のみではない。）

(4) つくばみらい市の外出支援施策

福祉車両による高齢者等の外出支援サービスとして、福祉車両による移動を必要としている65歳以上の高齢者に対する送迎を実施している。その他高齢者等の外出支援として福祉巡回バスの運行、身体障害者手帳を所持する1級及び2級の方、療育手帳A(1)及びA(2)の方を対象に福祉タクシー券の交付を行っている。各事業の実施状況は次のとおりである。

(注) 1・・・IQが概ね20以下、または身体障害者手帳1級と2級とIQが35以下の知的障害が重複している者であって、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度(最重度)

2・・・IQが概ね35以下、または身体障害者手帳1級、2級、3級とIQが概ね50以下の知的障害が重複している者であって、日常生活において常時介護を必要とする程度(重度)

外出支援サービス事業(旧谷和原村)

旧谷和原村に居住する概ね65歳以上の高齢者であって、一般の交通機関を利用することが困難な者又は、概ね60歳以上の高齢者で下肢が不自由な者を対象にリフトカーによる病院等の往復の送迎を行う。旧谷和原村社会福祉協議会への委託により実施している。

利用実績

	会員数	送迎件数	委託料(決算額)
平成16年度	20人	147件	683,217円

福祉巡回バス等の利用状況(旧伊奈町、旧谷和原村)

旧伊奈町では総合福祉施設を起点として、町内各公共施設をコースに加えたきらくやま巡回バスを無料で運行している。全町民を対象に、町有バス1台で2コースに分けて運行している。旧谷和原村では、村内全域をほぼ網羅する循環バスを全村民対象に無料で運行している。村有バス1台で4コースを運行している。

利用実績

(単位:人)

年間利用者数	平成15年度	平成16年度
福祉巡回バス(旧伊奈町)	22,195	19,322
行政循環バス(旧谷和原村)	2,301	1,604

重度心身障害者交通費助成（旧伊奈町、旧谷和原村）

旧伊奈町では身体障害者手帳を所持する 1 級及び 2 級の方、療育手帳 A 及び A の方に、医療機関などへの往復に要するタクシー料金の一部を助成し、助成額は、旧伊奈町は利用料金が月 5,000 円を超える場合は、超える額の 1/2 で限度額を 10,000 円とし助成している。

旧谷和原村では、身体障害者手帳及び療育手帳所持者を対象とし、年額 24,000 円のタクシー券を交付している。

利用実績

平成 14 年度	旧伊奈町	20 人	決算額	773,840 円
	旧谷和原村	62 人	決算額	842,800 円
平成 15 年度	旧伊奈町	19 人	決算額	756,100 円
	旧谷和原村	62 人	決算額	944,000 円
平成 16 年度	旧伊奈町	17 人	決算額	640,270 円
	旧谷和原村	52 人	決算額	724,500 円

（ 5 ）介護保険サービス

介護保険の居宅介護サービスのひとつである「通院等乗降介助」の事業者は、本市内にはないが、つくば市などの近隣市町村には事業者があり、平成 16 年度における「通院等乗降介助」利用回数は旧伊奈町で 14 回、旧谷和原村では利用実績がない状況である。

（ 6 ）障害者支援費サービス

「通院等乗降介助」

支援費サービスにおいても、平成 16 年 10 月から介護保険と同様の「通院等乗降介助」サービスが開始されたが、平成 16 年度の利用実績はない。

「移動介護」

平成 15 年 4 月から開始されたサービスで、ガイドヘルパーによる全身性障害者、視覚障害者、知的障害者、障害児の外出支援を目的としたものであり、介護保険のサービスにはない。

利用人数：全身性障害者 0 人、視覚障害者約 3 人、知的障害者 0 人、障害児 0 人（平成 16 年度実績）

5 構造改革特別区域計画の意義

つくばみらい市における福祉サービスの充実を図るためには、規制緩和を行い、住民が地域福祉の担い手となる福祉風土の醸成できる環境整備が必要である。

福祉有償運送サービスをセダン型車両に拡大することによりNPO法人などの活力を引き出し、公共交通機関では外出が難しい移動制約者も健常者と同様に外出ができる環境を整備・維持しようとするものである。

福祉車両だけでは台数が極めて少なく、全ての需要に対応することは難しい。また、福祉車両は、車椅子等の補装具を利用しなければならない障害者に対する輸送方法としては極めて有効であるが、視覚障害者、知的障害者及び内部障害者（人工透析患者等）などの座位が保てる移動制約者は、福祉車両までは必要とせず、セダン型の車両による輸送サービスの提供が有効である。

移動制約者の移動の確保については、外出の機会が増加することによる介護予防につながる効果も期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

つくばみらい市では、平成17年3月につくばみらい市まちづくり計画（伊奈町・谷和原村新市建設計画）を策定し、「活力に満ちた うるおいとやすらぎのまち」を将来都市像とし、住み慣れた環境で、誰もが安心して安全に暮らせる地域社会の形成を目指し、地域資源を活用した福祉の充実と住みよい豊かなまちづくりを進めていく。

障害者や要介護者などの外出が困難な移動制約者に対する施策としては、交通機関の協力を得てタクシー利用助成や外出支援サービス事業などを実施しているが、利用枚数や金額に制限があるなど、行政サービスだけでは必ずしも満足していない現状がある。こうした移動制約者が、身近な日常生活圏域で生涯に渡る生活を維持するため、行政サービスとNPO法人等によるセダン型の車両を使用した福祉有償運送サービスを実施することにより、生活の利便性を向上させ、社会参加の促進を図ることにより、自立支援や介護予防、家族の介護負担を軽減し、誰もが真に社会福祉の豊かさを享受できる環境整備を目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO法人等によるボランティア輸送としての福祉有償運送における使用車両を拡大していくことにより、福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくなるだけでなく、これまでは通院やサービスの利用程度しか外出できなかった高齢者等が外出しやすくなり、余暇活動や地域活動への参加も可能となりことから、移動制約者の社会参加促進が図られる。外出回数が増えることから、介護予防効果になり、介護保険給付や医療費の抑制も期待できる。

また、移動制約者の移動活性化に伴い、地域内で輸送サービス全体の底上げがなされ、買い物等による消費の拡大や、介護者の就労機会の確保が図られ、地域社会及び地域経済に大きな波及効果をもたらし、地域雇用の拡大が図られるものとする。

8 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 外出支援サービス事業

つくばみらい市が所有する福祉車両 3 台により、社会福祉協議会に運行管理を委託し、一般の公共交通機関を利用できない高齢の移動制約者を対象に、通院等の移送サービスを行う。

- ・実施主体 つくばみらい市（社会福祉協議会に委託）
- ・対象者 概ね 65 歳以上の高齢者であって、一般の公共交通機関を利用することが困難な者又は、概ね 60 歳以上の高齢者で下肢が不自由な者
- ・利用料金 有料（ただし、同一人の利用限度は月 2 回。）

(2) 行政巡回バス運行事業

旧伊奈町では、福祉巡回バスとして平成6年から大型バス(乗車定員39人)1台を使用し、直営により実施している。旧谷和原村では、行政循環バスとして平成13年より小型バス(乗車定員14名)1台で水海道地区トラック事業協同組合に委託し実施している。当面は現行どおり実施するが平成18年3月27日の合併後は速やかに運行コースを調整し、サービスの充実を図る。

- ・実施主体 つくばみらい市
- ・対象者 全市民
- ・運行コース 当面は現行どおり実施し、合併後(平成18年3月27日)速やかに調整する。
- ・運行日 旧伊奈町:2コース、1日4便運行
旧谷和原村:4コース、1日4便運行
- ・料金 無料

(3) 交通費助成事業

つくばみらい市では、重度心身障害者(児)及び高齢者を対象に、医学的治療、又は機能訓練を受けるための往復に要する交通費の一部を助成する。

- ・実施主体 つくばみらい市
- ・対象者 身体障害者1及び2級、療育手帳A及びA、精神手帳1級の者
身体障害者3級のみ、75歳以上の高齢者
- ・利用目的 通院・通所の際の移動支援
- ・助成額 の者にタクシー料金として年額36,000円を助成
の者にバス料金として年額12,000円を助成

(4) 障害者支援費支給制度に基づく移動介護事業

平成15年4月から開始された、身体障害者、知的障害者、障害児に対する利用者本位の福祉サービスの居宅介護事業において、介護保険制度には無い「移動介護」制度があり、この制度は、全身性障害者、視覚障害者、知的障害者、障害児の外出支援を目的としているものである。

- ・対象者 身体障害者手帳所持者、知的障害のある者
- ・内容 通勤、通学を除き、外出が必要なときに移動介護ができるホームヘルパーを派遣する。
- ・料金 利用者及び扶養義務者の所得状況により個々に算定。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

1206(1216)

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運営主体

- ・ つくばみらい市内で活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

(2) 事業がおこなわれる区域

- ・ 出発地又は到着地がつくばみらい市

(3) 事業により実現される行為

- ・ 要介護認定者、身体障害者、知的障害者、難病患者等の移動制約者で、あらかじめ運営主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人が所有する一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供するもの。

5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から一定の条件のもと許可されることとなったNPO法人等による福祉有償輸送は、車イス対応や寝台車両などの福祉車両を用いるボランティア輸送に限定している。福祉車両は高価なため、NPO法人等が用意すること

は難しい状況にある。人工透析患者や知的障害者など座位を保てる移動制約者は、福祉車両を用いる必要がなく、一般車両によりサービスを提供することが適しているため、福祉有償運送の運行車両を拡大し、移動制約者の外出の機会を増やし地域の活性化に図るものである。

(1) つくばみらい市祉有償運送等運営協議会の設置

社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、平成17年度に旧両町村が主宰者で旧谷和原村が事務局となり、伊奈町及び谷和原村の合併に伴う福祉有償運送等運営協議会を設置し、平成18年1月20日に第1回運営協議会を開催した。

今後も継続して福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保をするため、速やかにつくばみらい市福祉有償運送等運営協議会を設置する。

協議会の委員は、次に掲げるもののうちから、市長が委嘱する。

- ・茨城運輸支局職員
- ・旅客事業者
- ・社会福祉協議会職員
- ・障害者団体
- ・ボランティア団体
- ・有識者
- ・市職員

運営協議会の開催

- ・協議会は、会長が招集し、議長を務める。
- ・協議会は、構成員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・協議会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数の場合には、議長が決定する。
- ・会長は、必要があると認められるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

運営協議会の事務局

- ・協議会の庶務は、つくばみらい市保健福祉部社会福祉課が行う。

(2) 運送主体

当該輸送の確保については、市町村長から具体的協力依頼を受けた、社会福

社法人・NPO法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた事業者とする。

(3) 運送の対象

会員として登録された次に掲げる者及びその付添人。

- ・介護保険法（平成9年法第123号）第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条にいう「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

(4) 使用車両

以下の条件を満たす福祉車両並びにセダン型等の一般車両とする。

使用権原

運送主体が使用権原を有している車両、又は、運転者等から提供される自家用自動車以下で以下の条件を満たす車両。

- ・運送主体と、自家用自動車を提供し、当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

- ・「有償運送車両」又は「80条許可車両」の文字
- ・文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行う。

自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の形式、自動車登録番号及び初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

(5) 運転者

自動車免許の種別及び講習等

- ・普通第二種免許を有することを基本とする。
- ・普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力及び経験を有していると認められた者とする。
- ・申請日前一定期間運転免許停止処分を受けていない者。
- ・茨城県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者。
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者。
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を修了した者。
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者。

運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

(6) 損害賠償措置

- ・運送に使用する車両全てについて、対人8,000万円及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。
- ・運送主体として、乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。

(7) 運送の対価

一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1を目安とする。

(8) 管理運営体制

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の安全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が、

明確に整備されていること。

(9) 法令遵守

許可を受けようとする者が、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものでないこと。